岐路に立つ日本の核燃料サイクル

遠藤哲也（元IAEA理事会議長）

国際的視点が不可欠

細野大臣の依頼で検討

【原子力政策の見通しと報告書作成の経緯】

日本は、一九五〇年代の原子力の黎明期から、核燃料サイクル（クローズド・サイクル）の独自の国内的な確立を原子力政策の目標として、これを追求して来た。しかし、莫大な資金と人材を投入したにもかかわらず、サイクルの中核事業である六ヶ所再処理工場も高速炉「もんじゅ」も計画通りに進んでいない。

3・11の福島原発事故後、日本では「縮原発依存」を軸に原子力政策の大幅な見直しが行われようとしているが、状況は混沌としており未だその行方は見えていない。その一環として、核燃料サイクルについても徹底的な見通しが迫られており、特に上述のような事情があるだけに何らかの視点の導入）として提出するとともに、原子力委員会の大綱策定会議が中断状態にあったので、六月九日の委員会の定例会議に筆者より報告するとともに、提言に対し前向きの検討をお願いした。

【中間報告書の提言の概要】

中間報告書は、核燃料サイクルの放棄とか、サイクルの推進とかを前提とせず、その議論はとりあえず棚上げして、核燃料サイクルの検証（抜本的な見直し）、改革の途を現実に即して検討しようとするものである。中間報告書に盛られた提言は次のようにまとめられる。

第一は、核燃料サイクル見直しの基準である。サイクルを使用済み燃料の直接処分であるワンス・スルーと比べる場合、何を基準とするかで、これまでは経済性、すなわちコストに大きなウエイトが置かれていた。それが、再処理か直接処分かの選択の大きな基準とされていた。経済性はもちろん重要な要素であるが、より広い、グローバルな視点が導入されるべきである。例えば、再処理、高速炉の技術的可能性、エネルギー安全保障、国際的な核不拡散や核セキュリティー、環境負荷などが比較の基準に入れられるべきである。加えて、変動する国際政治、国際経済を見据えながら、エネルギー・産業技術などの国家基盤のあり方など国力の観点からも検討することが必要である。

また、核燃料サイクルを見直す中で、六ヶ所における濃縮・再処理事業や「もんじゅ」事業が計画通りに進んでいない現実から目をそむけるわけにはいかない。日本原燃及びJAEAが進めて来たこれら事業の経営ガバナンスの改革が一定期間内に実行可能であろうか。これらも検証・改革の対象である。

第二は、こうした検証・改革の進捗を踏まえ、核燃料サイクルの「国際化」の可能性を探ることである。そもそも、原子力は国際的なもので、「一国主義」では成り立ち得ないものである。現在の六ヶ所の再処理や、「もんじゅ」事業では経済性一つをとっても国際化などありえず、国際化を論ずるには足元をしっかりと固めることが先決である。なお、国際化については、国際的な核燃料供給体制への貢献、高速炉の国際共同研究開発、原発新規導入国への「3S」基盤の提供、六ヶ所再処理工場の国際的利用などが主要な論点になって来よう。国際化のスコープとしても、グローバルな枠組みとするか、地域的な枠組みとするか、パートナー国をどのように得て如何に協力するかなどについて検討を進める必要がある。なお、国際化の検討にあたっては地元の理解を得ることが重要なのは言うまでも無い。

第三は、検証・改革に許される期間についてである。その期間はせいぜいが三年位と思われる。その期間内に、日本原燃およびJAEAなどの事業推進体制を刷新し、同時に技術問題を克服して今後の事業の可能性を見極めなければならない。特に経営ガバナンスの検証・改革は一年を目途に少なくとも方向を決定すべきである。こうした改革の進捗や国際社会のニーズを踏まえて、核燃料サイクルの「国際化」に向けた具体的な検討を進めなければならない。

なお、これらの取組みについて、この期間内に目に見える進展がなければ、日本の核燃料サイクルの展望は開けないと覚悟すべきである。

【今後の課題】

この報告書は、文字どおり中間報告書であり、総論である。最終報告書は来春頃を予定している。今後の課題は、まずはここに掲げられた提言を具体化することであるが、何よりも八月に予定されている環境・エネルギー閣僚会議の方針をとる必要がある。一つには、核燃料サイクルの各問題について検証・評価を行い、改革の途の有無を探ることである。特に経営ガバナンスについては、思い切った対応が必要である。二つ目は、「国際化」である。当然のことだが、これは日本一国でやれることでなく、パートナー国、IAEA、米国、フランスなどとの十分な意見交換が必要である。従って、まずは、現実的ないくつかのシナリオを想定し、これに基づいて関係先と率直な話合いをするべきであろう。時間のかかる問題である。第三は、三年の期限である。これについては、退路を絶たれたものとの覚悟で臨むべきであろう。

この中間報告書は二〇一八年に期限の到来する日米原子力協定に触れていない。その理由は、一つには核燃料サイクルについての日本の立場が固まっていないこと（ちなみに、日米協定はサイクル協定でもある）、今一つは米大統領選挙の行方、二〇一四年に期限の来る米韓原子力協定の帰すうなど国際情勢を注視する必要があると考えられたことである。しかし、最終報告書では本件に触れたいと考えている。また、日本が国外に保有する大量の分離プルトニウムは国際的な関心を呼んでいるので、この削減ないし、削減への方向について明らかにしてゆくことが大切で、これは日米原子力交渉の問題点の一つになるかもしれない。

今回、成立した法律には、現在の原子力基本法、原子力委員会および原子力安全委員会設置法、原子炉等規制法の改定も含まれ、特に原子力委員会の役割の根幹に関わる条項は、原子炉等規制法の改訂条項の中にある。

同法の目的規定から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が計画的に行われることを確保すること」が削除され、「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」の審査が、「原子力規制委員会」に移行することから、原子力委は従来行ってきた「経理的基礎」の審査も行わなくなるからだ。

尾本彰・原子力委員が最近の原子力委メールマガジンでも述べているように、原子炉等規制法で原子力委に諮問されていた①平和利用の担保②計画的遂行③経理的基礎―の三要件のうち二要件がなくなることを意味している。尾本委員は政府のエネルギー・環境会議での政策決定のあり方などから、すでに「原子力委員会の役割は変質した」とも述べている。

原子力委の改革は、準備会合で事業者から意見を聞いていたとか、事務局に電力関係者が出向していたとかいう運用上の問題からではなく、法規定から求められている。

（河野　清記者）

電事連、高速炉推進

原子力委　メーカーからも聴取

原子力委員会は十四日、核燃料サイクル政策の選択肢について、電気事業連合会と三菱重工業から意見を聴取した。

高杉政博・電気事業連合会高速増殖炉委員会委員長（関西電力原子燃料サイクル室長）は、FBR開発を進めるべきとの考えを示し、その理由として、①エネルギー資源の少ない日本にとって今後とも原子力は必要である②世界のエネルギー競争が激化し、アジアでの需要が高まる中、ウランの価格上昇や調達難が予想され、原発比率が下がったとしてもエネルギーセキュリティ上重要となる③サイクル路線が国のエネルギー基幹政策として、立地地域との協力のもと長期的視点に立って一貫して進められてきたものである――ことを挙げた。

遠山眞・三菱重工業原子力事業本部原子力技術部長も、①資源のぞしい国として国産の安定的なエネルギーを得るためウランを有効活用すべき②実験炉などから得た知識を確実に次世代の実証炉へとつなげるためにも安全強化策を加えた上でFBRサイクル実用化研究開発（FaCT）を進めるべき③人材育成、技術蓄積の面からも現行の再処理路線を進めるべき――とした。

7月17日付で飯舘村の区域再編

政府・原災本部

政府・原子力災害対策本部は十五日、原発事故に伴い福島県・飯舘村に設定されていた計画的避難区域を見直し、七月十七日をもって、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の三区域に再編することを決定した。

一一年十二月の原災本部決定に基づき、川内村、田村市、南相馬市に発令されていた避難指示区域については、年間積算線量の見通し、放射性物質による汚染のレベルに応じて、四月までに再編が行われている。

飯舘村は現在、全域が計画的避難区域に設定されているが、内閣府によると、今回の区域再編により、村の面積の約六八%、人口で約八三%相当が居住制限区域に設定されることとなる。

会長、社長交代

BWR訓練センター

株式会社BWR運転訓練センター（BTC）は十八日、定時株主総会とその後の取締役会において、板倉隆彦会長と志田統一社長の退任、小田篤会長、阿部大一社長の就任を決定した。小田氏は日立製作所、阿部氏は東芝出身。

BTCは、昨年三月の東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故で大熊町全域が警戒区域に指定されたため、福島センターを一時閉鎖し、現在は新潟センターと、中国電力の訓練施設を借用して、訓練業務を行っている。

原子力委の役割、縮小

原子炉等規制法改定　規制委設立の陰で

原子力委員会の存在意義やあり方論が再びマスメディアで取り上げられている。原子力委員会もその論議を始めようとしているが、当事者の原子力委員たちとマスコミとの間には、その理由に大きな隔りがあるように見受けられる。それは、二十日、参院本会議で可決、成立した「原子力規制委員会」設置法の関連法案の内容にある。

衆院環境委員会の民主、自民、公明の三党理事の修正協議で、新たな原子力規制行政の枠組を定める「原子力規制委員会」設置法案などの修正法案が合意され、委員会提出法案として再提出され、審議が行われてきた。

国会での審議は当然ながら、福島事故を受けた新たな原子力規制のあり方や「原子力規制委員会」の役割・体制・業務、規制委員の資質などに議論が集中した。しかし、与野党三党の修正法案の中に、政府が一月に閣議決定した原子力規制庁関連法案に盛り込まれていた原子力委員会のあり方そのものの本質に関わる条項が修正されることなく、引き継がれたことの議論はほとんどなかった。